

議案第 29 号

東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則及び東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則及び東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

平成 29 年 9 月 28 日提出

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

1 提案理由

指定管理者が東広島芸術文化ホール及び東広島市生涯学習センターの管理を行うに当たり、規則に定める様式に準ずる様式を使用できる規定を整備するため、この議案に提出するものである

2 改正案

別紙のとおり。

3 施行期日

平成 29 年 10 月 1 日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）

第 15 条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例（平成26年東広島市条例第5号）

第21条 この条例に定めるもののほか、芸術文化ホールの管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和49年東広島市条例第168号）

第21条 この条例に定めるもののほか、生涯学習センターの管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則及び東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 月 日

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則及び東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則(平成27年東広島市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とする。

第10条の見出し中「指定と」を「指定の」に改め、同条前段中「場合にあっては」を「ときは」に、「及び第9条」を「、第9条及び前条」に改め、同条後段中「及び第9条」を「、第9条及び前条」に改め、「使用料」との右に「、前条中「教育委員会の承認を受けたときは、当該」とあるのは「指定管理者が教育委員会の承認を受けて使用していた」とを加え、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(承認を受けた様式の使用)

第10条 指定管理者は、別記様式第1号から別記様式第10号までに定める様式に準ずる様式について教育委員会の承認を受けたときは、当該様式を、この規則の規定による申請、許可、届出又は通知に係る様式として使用することができる。

(東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成17年東広島市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(承認を受けた様式の使用)

第7条 指定管理者は、生涯学習センターの管理を行う場合において、別記様式第1号から別記様式第7号までに定める様式に準ずる様式について教育委員会の承認を受けたときは、当該様式を、この規則の規定による申請、許可又は通知に係る様式として使用することができる。

2 東広島市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年度東広島市条例第31号)第6条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等において、教育委員会が臨時に施設の管理運営を行うときは、教育委員会は、前項の承認を受けて指定管理者が使用していた様式を、引き続き使用することができる。

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則（平成27年東広島市教育委員会規則第3号）新旧対照表【抜粋】

新	旧
<p><u>(承認を受けた様式の使用)</u></p> <p><u>第10条</u> 指定管理者は、別記様式第1号から別記様式第10号までに定める様式に準ずる様式について教育委員会の承認を受けたときは、当該様式を、この規則の規定による申請、許可、届出又は通知に係る様式として使用することができる。</p> <p>(指定管理者の指定の取消し等があった場合の読替え)</p> <p><u>第11条</u> 東広島市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年東広島市条例第31号）第6条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、教育委員会が臨時に施設の管理運営を行うときは、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、<u>第9条及び前条</u>の規定を準用する。この場合において、第3条第1項、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、<u>第9条及び前条</u>中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第4条第1項、第2項及び第3項、第5条第3項、第7条第1項並びに第8条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、<u>前条中「教育委員会の承認を受けた時は、当該」とあるのは「指定管理者が教育委員会の承認を受けて使用していた」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第12条</u> 一略一</p>	<p>(指定管理者の指定と取消し等があった場合の読替え)</p> <p>第10条 東広島市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年東広島市条例第31号）第6条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、教育委員会が臨時に施設の管理運営を行う<u>場合にあっては</u>、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条<u>及び第9条</u>の規定を準用する。この場合において、第3条第1項、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条<u>及び第9条</u>中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第4条第1項、第2項及び第3項、第5条第3項、第7条第1項並びに第8条中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第11条</u> 一略一</p>

東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年東広島市教育委員会規則第9号）新旧対照表【抜粋】

新	旧
<p><u>(承認を受けた様式の使用)</u> <u>第7条 指定管理者は、生涯学習センターの管理を行う場合において、別記様式第1号から別記様式第7号までに定める様式に準ずる様式について教育委員会の承認を受けたときは、当該様式を、この規則の規定による申請、許可又は通知に係る様式として使用することができる。</u> <u>2 東広島市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年度東広島市条例第31号)第6条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等において、教育委員会が臨時に施設の管理運営を行うときは、教育委員会は、前項の承認を受けて指定管理者が使用していた様式を、引き続き使用することができる。</u> (教育長への委任) <u>第8条 一略一</u></p>	<p>(教育長への委任) <u>第7条 一略一</u></p>